

Information

原付・軽自動車などの廃車・名義変更の手続きはお済みですか？

軽自動車税は、原動機付自転車（原付）、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を4月1日現在に所有登録されている人に課税されます。

「人に譲った」「廃車にした」「盗難にあった」「紛失して存在しない」場合でも、4月1日現在で手続きが完了していなければ、引き続き所有しているものとして課税されますので、廃車（解体）や名義変更などがあった場合は、必ず3月末までに手続きをしてください。

軽自動車の車種	見分け方	届出先
原動機付自転車 125cc以下	町(鬼北・広見・日吉)ナンバー (ナンバーの色:白・黄・桃・水色)	鬼北町役場税務課課税管理係 住所:鬼北町大字近永800番地1 ☎45-1111
小型特殊自動車 (農耕用・その他)	町(鬼北・広見・日吉)ナンバー (ナンバーの色:緑色)	または日吉支所、三島・愛治公民館
軽自動車 (四輪・三輪)	愛媛ナンバー	軽自動車検査協会愛媛事務所 住所:松山市高井町1812-3 ☎089-975-7310
軽自動車(二輪) 126~250cc		四国運輸局愛媛運輸支局 住所:松山市森松町1070 ☎089-956-1561
二輪の小型自動車 251cc~		

※町ナンバーの廃車・名義変更の手続きの際は、ナンバープレート、印鑑、車体番号等が分かるものをお持ちになってお越しください。

問 役場 税務課 課税管理係 内線2123

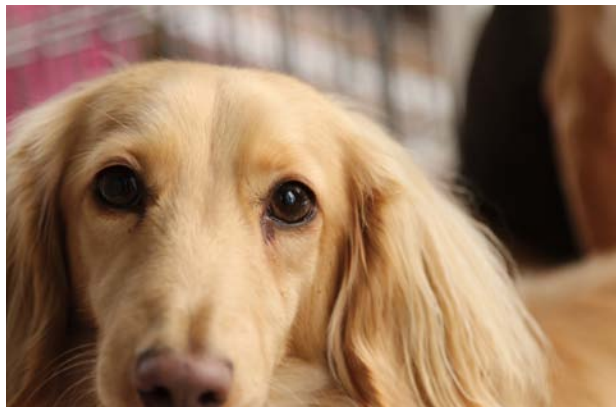
Information

犬の登録(変更)・抹消をお忘れではありませんか

飼い犬が死亡した場合や転出した場合、届け出が必要です。

また、出生や譲渡（購入）により、新たに飼い主となった場合も、登録が必要となっていますので、手続きをお忘れの方は早急に手続きを行ってください。

問 役場 環境保全課
廃棄物対策係 内線2132



◆平成27年4月中旬から狂犬病予防注射（集合注射）が町内各会場にて行われます。

鬼北町に登録されている犬の飼い主の方には、予防注射の前に案内ハガキを送付します。

手続き漏れなどがあると、すでに死亡した犬の飼い主に案内ハガキが届いたり、新たに犬の飼い主となった人に案内ハガキが届きません。

また例年、注射会場にて登録や死亡の手続きをされる方がいますが、会場では混雑し、他の飼い主の方の迷惑となります。平成26年度から注射会場での登録に関する手続きは一切受け付けませんので、予めご了承ください、事前の手続きを行ってください。

なお、注射当日になってもハガキが届かない場合は、登録の際の鑑札を持って会場までお越しください。